

釜石市議会基本条例

目次

前文

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 議会及び議員の活動原則等(第3条―第6条)
- 第3章 市民と議会の関係(第7条―第10条)
- 第4章 議会と市長等との関係(第11条―第16条)
- 第5章 議会の運営(第17条―第21条)
- 第6章 議会及び事務局の体制整備(第22条―第25条)
- 第7章 議員の定数、報酬、政治倫理(第26条―第28条)
- 第8章 議会の改革推進と見直し手続き(第29条―第31条)
- 第9章 災害、感染症等への対応(第32条)

附則

釜石市議会(以下「議会」という。)は、二元代表制の下、市長とともに市民の負託を受けた市の代表機関である。議会は多数による合議制の機関として、市長は独任制の機関として、互いに独立かつ対等の立場で尊重し、抑制と均衡を保ちながら、市民の意思を市政に的確に反映させるため、市としての最高の意思決定を導く共通の使命が課せられている。

地方分権の時代にあって、自治体の自主的な意思決定と責任の範囲が拡大した今日、議会の果たすべき役割は確実に増してきており、自治体政策を審議する場合において、その論点及び争点を市民に明らかにし、持てる権能を十分に駆使し、市民の福祉の増進及び市勢の発展のため議会の在り方を常に追求し、地方公共団体たる釜石市の団体意思を決定する議決機関としての責務を果たさなければならない。

この使命を達成するため、議会は主権者である市民の代表機関であることを常に自覚し、市民との関係、市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)との関係、議会及び釜石市議会議員(以下「議員」という。)の役割並びに活動原則等を定め、市民の意思を反映した「開かれた議会」を目指すとともに、市民の負託に全力で応えていくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会及び議員に関する基本理念及び基本事項を定めることにより、市民の代表としての議会及び議員の活動のより一層の充実及び活性化を図り、市民の福祉の増進及び市勢の発展に寄与することを目的とする。

【解説】 議会が達成しようとする本条例の目的を定めたものです。

本条例は、議会と議員の役割、活動の原則等など、議会に関する基本的理念及び基本的事項を条例という形式で明確に規定し、これを市民との共通認識とすることにより、議会への民意の反映と議会の情報公開を充実させ、議会・議員活動の一層の充実・活性化を図り、以て市民の負託に的確に応え、市民福祉の増進と市勢の発展に資することを目的として定めました。

これは日本国憲法第13条では国民の幸福追求権を保障しており、地方自治法第1条の2第1項では「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」と定めていることに基づきます。

ここに、「福祉」とは、バリアフリーのような狭義の福祉ではなく、広義の福祉の意味であり、即ち、市民の「幸福感」と考えています。また、「市勢」とは、人口・産業・経済などからみた総合的な動勢を意味しており、地域福祉や地域活力の向上と捉えます。「市勢」という用語を用いているのは、「市政」という限られた範囲ではなく、より広い意味で、市の発展に寄与するするという議会の決意を規定していることによるものです。

※参考条文等

○日本国憲法第13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

(基本理念)

第2条 議会は、市長等と対等の、合議体の議事機関として、地方自治の本旨の実現を目指すものとする。

2 議会は、議会及び市長の二元代表制の下、市民の代表として、市民の多様な意見等を的確に市政に反映することにより、その負託に応えるものとする。

【解説】 議会が達成しようとする本条例の基本理念を定めたものです。

* 「二元代表制」→ 地方自治体では、首長と議員(議会)をどちらも住民が直接選挙で選ぶ制度となっています。特徴として、首長と議会がともに住民を代表し、互いに対等の機関とし自治体運営の基本的方針を決定することとなっています。これを二元代表制と呼んでいます。

* 「地方自治の本旨」→ 日本国憲法第92条で定められているもので、「住民自治」と「団体自治」の二つの原則を要素とします。「住民自治」とは、その地

域の住民の意思と責任に基づいて地方行政の運営が行われるべきであることを言い、「団体自治」とは、地方運営がその地域の住民の意思を反映した、国とは別個の統治機構によって自主的に行われるべきであることを言い、いずれも地方分権の基礎となる考え方であり、その目的は市民の福祉の増進及び市勢の発展にあります。

* 「議事機関」 → 予算、条例等の地方公共団体の行政運営の基本的事項について、審議し、決定する権能を有する地方公共団体の機関をいい、日本国憲法第93条第1項は、地方公共団体に議事機関として議会を設置すべきことを定めています。

* 第1項／ 二元代表制を市民との共通認識とした上で、市長等と対等の関係にある議会が、合議体としてその力を最大限に発揮することにより、地方自治の本旨である住民自治及び団体自治の実現を図ることを本条例の基本理念であると定めます。

* 第2項／ 議会は、市民の代表である議事機関として、市民の多様な意見等を把握し市政に反映するという特性と権限を最大限に生かし、市民自治の観点から、真の地方自治を実現することによって、市民の負託に応えるべきことを定めています。

※参考条文等

○日本国憲法第92条

地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

○地方自治法第1条の2

地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

○日本国憲法第93条

地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

2 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

○地方自治法第89条

普通地方公共団体に議会を置く。

第2章 議会及び議員の活動原則等

(議会の活動原則)

第3条 議会は、前条の基本理念に則り、次に掲げる原則に基づき活動するものと

する。

- (1) 公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会運営に努めること。
- (2) 市長等の事務の執行について監視及び調査し、政策の効果を適切に評価すること。
- (3) 市政に関する調査研究を通じて、政策立案や政策提言(以下「政策立案等」という。)を行うこと。
- (4) 市政の課題並びに議案等の審議及び審査の内容について、市民に対する説明責任を果たすこと。

【解説】 議会が担う役割を果たすための活動原則を定めたものです。

* 議会は、日本国憲法第93条第1項により設置された議事機関として、基本的に地方自治法第96条第1項に規定される15項目の議決事件及び第96条第2項に基づき条例で定めた議決事件の審議・審査を行い、釜石市としての最終的意思決定(団体意思決定)の責務を担います。また、請願・陳情、会議規則、議員の懲罰などに係る審議・審査により、機関としての釜石市議会の意思決定(機関意思決定)を行う役割をも担っています。

このように多くの意思決定を適切・迅速に行いながら、市勢の発展及び市民の福祉の増進に寄与し、市民の負託に応えていくための議会の行動指針を定めています。

* 第1号／ 議決事件の議決をはじめとする議会活動の重要性に鑑み、議会への理解と信頼の向上のため、公正な議会運営を行うとともに、その活動状況などを積極的に公開して透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すことを定めています。

* 第2号／ 二元代表制の下、議会は、市長等の執行機関の事務が、市勢の発展・市民福祉の増進という目的に沿って適切に執行されているかを監視・調査し、事後評価をする役割を担っていることを定めています。

* 第3号／ 議会は、高度に複雑化した市政課題の調査研究を怠らず、政策を立案するとともに、その政策について市長などに提言し、さらにこれを決定する役割を担っていることを定めています。

* 第4号／ 議会活動について多くの市民の理解を得ることが市民自治を実現する上で重要であることを踏まえ、市政課題や議案等の審議・審査の内容について、傍聴やメディア等様々な機会・手段を通して積極的に市民への説明責任を果たすべきことを定めています。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、市民の直接選挙によって選ばれた市民の代表であることを自覚し、公職にある者として、また合議制の議事機関である議会を構成する一員として、

次に掲げる原則に基づいて活動し、市民の負託に応えるものとする。

- (1) 市政の課題全般について、市政全体を見据えた幅広い視点及び長期的な展望を持ち、市民の多様な意見等を的確に把握し、市政に反映させること。
- (2) 議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互間の自由な討議を尊重すること。
- (3) 市民の福祉の増進並びに市勢の発展に資する調査研究及び政策立案等を積極的に進めること。
- (4) 自らの資質向上に努め、高い倫理性を常に保持し、誠実かつ公正に職務を遂行し、自らの活動を市民に分かりやすく説明すること。

【解説】 議会に求められる諸機能も、議員一人一人の意識と行動によることから、議員の責務を果たしていくためにその活動の際の原則です。第3条の「議会の活動」に応じた規定となります。

- * 第1号／ 議会が市民の多様な意見等を市政に反映することができる特性を最大限に発揮するため、議員は、各地域の市民の多様な意見等を的確に把握した上で、地域レベルの課題はもとより、市政全体を見据えた幅広い視点と長期的な展望を持って、適切に民意を反映すべきことを定めています。
- * 第2号／ 議会が言論の場であり、また、合議制の議事機関であるといった特性等を十分に発揮するため、執行機関との質疑、答弁という形での議論だけではなく、議員対議員での自由で活発な広がりを持つ討議ができるよう、お互いの意見・主張を尊重すべきことを定めています。
- * 第3号／ 議員は、市民福祉の増進と市勢発展のために、常日頃から市政課題に関する調査・研究を怠らず、政策の立案等に積極的に取り組むことを定めています。
- * 第4号／ 議員は、選挙により選ばれた市民の代表であることを常に自覚し、研修などを通じて研鑽し、自らの資質の向上に不断に努めるべきことや、議会への市民の信頼を確保するため高い倫理性を常に保持し、誠実・公正に職務を遂行すべきこと、さらに、議会活動と自らの活動について市民に正確に理解していただくため、分かりやすく説明すべきことを定めています。

(議長及び副議長)

第5条 議長及び副議長の任期は、その議員の任期満了までとする。

- 2 議長は、中立かつ公平な立場において職務遂行に努めるとともに、民主的な議会運営を行わなければならない。
- 3 議長は、議会全体を代表する立場として、第6条に規定する会派及び第21条に規定する委員会から独立した活動を行うものとする。
- 4 前2項の規定は、副議長が議長の職務を行う場合において準用する。

- 5 議長及び副議長の選出は、立候補制とし、それぞれの職を志願する者に対して所信表明の機会を設けるものとする。

【解説】 議会に議長および副議長を置くことは、地方自治法第103条で定められていますが、その選出に立候補制を導入すること、また、議長及び副議長の職務の遂行等について定めるものです。

* 第1項／ 議長の任期を定めます。「議長の任期」は、地方自治法第103条で「議員の任期による」と定められていますが、申し合わせや慣例で任期を2年等の短期としている場合もあります。

釜石市議会では、地方自治法に基づき議長・副議長の任期を「議員の任期満了まで(4年)とする」と明示しました。ただし、他の法令等によって議員の地位を失ったときには、必然的に議長・副議長の職を失います。

* 第2項・第3項／ 議長は、本会議を効率的に進行し、議会における審議を充実したものとするために、議会の秩序を保持し(議場の秩序保持権)、効率的な議事の整理に努め(議事整理権)、議会の機能発揮を支える事務局を指揮監督し、議会事務を統轄処理する(事務統理権)という各種の権限が与えられている(地方自治法第104条)ことから、第2項では、その職務執行に当たっては、公正・中立さが特に要請される旨を定めました。さらには、第3項では、特定の意見、特定の会派にも左右されないという独立性が要求されることを定めました。ただし、会派に所属することまでは妨げるものではありません。

* 第5項／ 「釜石市議会正副議長選挙に係る立候補及び所信表明会実施要領」(平成31年3月26日議長決裁)に定める「立候補制」を規定したものです。

※参考条文等

○地方自治法第103条

普通地方公共団体の議会は、議員の中から議長及び副議長一人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、議員の任期による。

(会派)

第6条 議員は、政策立案等に資するため、その理念を共有する議員の集団として2人以上の議員をもって会派を結成することができる。

2 会派は、政策立案等に関して調整を行い、必要に応じて会派間において相互に協議を行い、円滑かつ効率的な議会運営を図るものとする。

3 議会に、前項の協議を行うために、各会派を代表する者で構成する会議を置く。

4 会派について必要な事項は、別に定める。

【解説】 会派の結成や、その活動に当たり留意すべき事項について定めたものです。

- * 会派は、市政課題等に対する政策を中心とした理念を共有する議員が、議会活動を共に行うために任意に結成する団体で、地方自治法においては政務活動費の交付対象とされていることに加え、委員会の委員構成や一般質問の順番などが会派を基準に決定されるなど、議会運営上、重要な存在となっています。
- * 第1項／ 政策立案等に資するため、その理念を共有する2人以上の議員をもって会派を結成することができることを定めています。なお、政務活動費の交付対象としての会派については、所属議員が一人である場合も含むこととしています。
- * 第2項／ 政策立案等に関し、会派所属議員間で十分な討議等を行った上、必要に応じて他の会派との調整を行い、少数意見にも配慮するなど、合意形成に努め、円滑かつ効率的な議会運営に資するべきことを定めています。
- * 第3項・第4項／ 会派に関することは、「釜石市議会会派代表者協議会規約」に定めています。

第3章 市民と議会の関係

(市民参加)

第7条 議会は、議会活動に関する情報公開を積極的に推し進めるとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

- 2 議会は、市民が主体的に市政に参加することができるよう、あらかじめ会議及び委員会の日程及び議題等を市民に周知するとともに、傍聴、インターネットの利用その他の方法により、会議及び委員会を公開することに努めるものとする。
- 3 会議の会議録は、写しの閲覧及びインターネットの利用その他の方法により公開しなければならない。
- 4 前2項の場合において、個人の権利利益の侵害その他相当の理由があると認めるときは、公開しない。

【解説】 本会議は公開が原則であるという地方自治法第115条第1項の規定を受け、その会議公開の原則の重要な要素である「傍聴の自由」、「会議録の公開」と、その例外となる「秘密会」について、市民の議会参加の促進という側面から規定しています。

- * 第1項／ 第3条第4号では、議会に対する市民の理解と信頼を担保する側面から、会議での審議・審査の内容について市民への説明責任を果たすべきことを議会に求めています。ここでは、市民が参加しやすい議会であるため

にも、情報公開の一環として、同様に市民への丁寧な説明責任があると定めています。

- * 第2項／ 釜石市議会では、市民が議会に直接かかわりを持てるよう本会議を原則公開とし、委員会は委員長の許可により傍聴できる「制限公開制」を採っています。また、市民参加を容易にするため、事前に会議及び委員会の日程等を周知し、会議の様子も様々なメディアを利用してリアルタイムあるいは事後の公開にも努めることを定めています。なお、市民には「傍聴の自由」がありますが、「釜石市議会傍聴規則」を守ることが求められます。
- * 第3項／ 会議録は、本会議に関する唯一の公の記録であり、議会に関する争訟が生じた場合の証拠書類ともなる重要な公文書であることから、議会の透明性を高め、また、市民が会議の正確な状況を知る機会を確保するため、本会議の会議録と委員会の記録の作成・保管と、市民への公開について定めています。
- * 第4項／ 議会の本会議は公開が原則ですが、例外として、プライバシーの保護等の観点から、審議する事項が公益を害するような場合や、個人の利益にかかわる重要なものである場合には、議長又は出席議員(委員会の場合は委員長又は委員)の発議により、一時、会議の公開を停止し、秘密会とすることができます(地方自治法第115条ただし書き、釜石市議会委員会条例第20条)。会議録も同様に非公開となることがあります。(釜石市議会会議規則第105条、同第106条)

※参考条文等

○地方自治法第115条

普通地方公共団体の議会の会議は、これを公開する。但し、議長又は議員3人以上の発議により、出席議員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

(広聴活動の充実)

第8条 議会は、市政に関する課題に対する市民の多様な意見等を把握し、これを政策の適否の判断に当たっての基礎とするため、広聴活動に努めなければならない。

2 議会は、会議及び委員会の運営に当たり、市民の専門的又は政策的知見を、議案等の審議及び審査等に反映させるために、公聴会制度及び参考人制度を十分に活用することに努めるものとする。

【解説】 様々な市政上の課題の解決や施策の推進に当たって、多種多様な市民の意見を把握し、これを意思決定に当たってのよりどころとするため、広聴

活動の充実に努めると定めたものです。

- * 第1項／ 議会には、市民代表としての機能・役割を果たすために、常に市民の意見や要望、懸案事項に目を配り、耳を澄ませ、敏感な感覚を研ぎ澄ますことが必要とされます。議会の広報誌やホームページなどによる、会議などの事後的な報告だけではなく、「市民との意見交換会」や市民参加型の企画や意見募集(パブリックコメント)を行うなど、広聴活動の充実に努めるべきことを定めています。
- * 第2項／ 本会議や委員会において公聴会や参考人の制度を積極的に活用していくことにより、効果的に市民の意見を把握し、市民と議会との間で意見・意向が離反しないよう努め、議会及び議員はその活動に対する理解と信頼を深めるよう努めなければならないことを定めました。公聴会や参考人の制度の活用については、地方自治法第115条の2(第109条第5項において準用する場合を含む。)に定めがあります。

※参考条文等

○地方自治法第115条の2

普通地方公共団体の議会は、会議において、予算その他重要な議案、請願等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

- 2 普通地方公共団体の議会は、会議において、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

○地方自治法第109条第5項

第115条の2の規定は、委員会について準用する。

(市民との協働)

第9条 議会は、市民からの多様な意見を政策立案等に反映させ、市民と協働したまちづくりに努めるものとする。

- 2 議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する機会を設けることに努めるものとする。

【解説】 議会として、政策立案等にあたっては市民との協働に努めることとし、そのために市民への説明や報告を行ったり、意見交換する機会を設けることを定めています。

* 第1項／ ここで言う「協働」とは、議会が政策立案等をする際には市民の多様な意見を取り入れることを指します。これまで行政分野における市民との協働とは、市長部局を中心に展開されることが殆どで、市民と行政が地域の課題とともに手を携えて、豊かで活力ある地域社会の実現を目指すというものでした。しかしながら、この二者間の関係のみを焦点とした協働論では、市民は「政策の実施主体」という域から出ることはありません。そこで、政策立案等の過程における議会との協働を本条例において定め、次項に定める「市民との意見交換会」等、積極的な市民参加を促し、市民と共にまちづくりを進めていくことを定めています。

* 第2項／ 先進地例において、中立的な立場で議員が議会の報告を行う「議会報告会」は、参加した市民、議員双方から不満が残ることや、参加者の固定化等の課題があることが明らかになっています。一方、多様な意見を持つ議員により組織される議会の特徴を生かして、各種団体とのテーマを設定した意見交換を行い、頂いた意見を議員により政策提言につなげた事例もみられます。

釜石市議会では、これまで実施した「市民と語る会」においても、「議員の生の声が聞けた」「身近に感じられた」と好評であり、「今後も続けてほしい」との声が多く聞かれました。このようなことから、市民との意見交換の機会を設け、市民との距離をより近くして、市民の生の声を聞くことが開かれた議会の第一歩であると考え、「議会報告会」という形式ではなく、「市民との意見交換会」として、年数回、議場の外に出て意見交換をする機会を設けることを定めています。

(広報活動の充実)

第10条 議会は、開かれた議会を実現するため、その活動に関する情報等を、常に市民に対して周知するよう努めるものとする。

2 議会は、前項の目的のために、広報の内容及び在り方について常に検証し、また、情報通信技術の発達を踏まえた多様な媒体を活用した方法等により、広報のより一層の充実に努めるものとする。

3 議会は、広報機能の充実に努めるため、議員で構成する広報紙の編集を行う委員会を設置することができる。

【解説】 議会は、市民が議会の活動に関する情報を入手出来るよう、様々な媒体を利用し情報発信を行い、議会・議員の活動に対する理解と信頼を深めるよう努めるべきと定めたものです。

* 第1項／ 議会は、議会の意思決定及びそこに至る過程についての情報を、市民の誰もが容易に入手できるよう情報発信し、分かりやすい議会を実現す

ることに努めるべきと定めています。

- * 第2項／ 現在発行している「議会だより」の内容等の検証はもとより、議会ホームページのほか、市のホームページやインターネットによる議会中継など、情報通信の技術を利用した多様な媒体の活用も考慮しながら、広報活動のより一層の充実を図ることを定めています。
- * 第3項／ 議会の広報機能を果たす議会広報紙の編集委員会の設置が必要と考えますが、委員会の設置は「釜石市議会委員会条例」で定めることとなっているため「設置できる」としました。

第4章 議会と市長等との関係

(議会と市長等との関係)

- 第11条 議会は、二代表制の下、市長等と相互に対等で常に適切な緊張関係を構築し、市長等の事務の執行を監視及び調査し、政策の効果の評価を行うとともに、政策立案等を通じて、市勢の発展に取り組むものとする。
- 2 市長等は、議長から会議及び委員会に出席を要請された場合に、議長又は委員長の許可を得て、議員又は委員による質疑又は質問の趣旨を確認するために、答弁に必要な範囲内での発言をすることができる。

【解説】 二代表制の機能を十分に発揮させるため、議会と市長等がどのような関係に立つべきかなどについての基本的な原則を定めたものです。

* 第1項／ 「二代表制」の下では、市長と議会がそれぞれ住民の代表機関として、独立・対等の立場で互いに尊重し抑制・均衡を保ちながら、それぞれの特性を生かし、適切に役割を果たすことが求められます。二代表制を有効に機能させるため、議会は、市長等と対等で緊張感のある関係を構築し、多様な観点から市長等の事務執行に対する監視・調査、政策の評価や政策立案等を行い、市民福祉の増進と市勢の発展に取り組むべきことを定めています。

* 第2項／ 市長等の「反問権」を定めます。質問・質疑は議員に認められたものであり、従来、本会議や委員会に出席した市長等は一方的に質問・質疑に答えるだけでした。これを、議員の質問・質疑の趣旨が不明確であったときは、市長をはじめとする執行機関の出席者が、答弁に必要な範囲内で、議員の質疑等の趣旨を確認するため発言することを認めるものです。

これにより、議会と市長等との緊張関係を保つとともに、質疑・質問の趣旨が明確になり、答弁が的確なものになることにより、よりわかりやすい議会運営となることを目指します。

(文書による質問)

- 第12条 議員は、次の各号に掲げる場合にあっては、議会閉会中においても、第21条に規定する議会運営委員会において協議の上、議長を経由して、市長等に対し文書で質問を行うことができるものとする。この場合において、市長等に文書による回答を求めるものとし、その質問及び回答は原則として公開するものとする。
- (1) 大規模災害や感染症等による被害(以下「災害等」という。)が発生し、議会において質問をすることができない場合
 - (2) 事前に通告した質問者が、緊急かつ止むを得ない事情で質問ができない場合

【解説】 議会閉会中においても、特別な事情がある場合には議員が質問できるとする規定です。

- * 議員が市長等に対して正式に質問を行うことができるのは、会期中の「議案への質疑」と「一般質問」に限られています。
釜石市議会では、閉会中であっても質問ができる例外規定を設けました。
- * 第1号／ 大規模災害や感染症による被害が発生し、正常な議会ができないような事態が発生したときには、議長は、又は、議員は議会を経由して、文書による質問ができることを定めています。
- * 第2号／ 事前に一般質問を通告し質問の主旨書を提出した者が、病気、身内の不幸等の緊急かつ止むを得ない事態により、一般質問ができないときに、そのまま文書による質問として認めるものです。
いずれも、市長等がこれらの質問に対し回答書を提出することとし、質問とそれに対する回答はホームページ等で公開します。

(資料等の提出)

- 第13条 議会は、市の政策及び市長等の事務の執行に係る監視及び調査を行うため、または、自ら行う政策の形成及び決定に資するため、市長等に対し、資料の提出、意見の提供又は説明その他必要な協力を求めることができるものとする。
- 2 市長等は、前項の要請に対して誠実に対応するものとする。

【解説】 議会・議員が、議案の審議や委員会等の会議における十分な審査などをするため、市長その他の執行機関に対して、法令に反しない範囲で、その有している資料や情報の提供を求めることができるとする規定です。

- * 地方議会が、市長等に対して監視機能、調査機能、政策形成機能などを果たしていくためには、市長等が有する各種事務事業に関する情報を、的確に把握し、有効に活用する必要があります。しかしながら、現行の議会制度上、執行機関には、議会(議員)からの一般的な資料請求に応じるべき法的な義務

はありません。

こうした状況を踏まえ、議会・議員が十分な審議・審査等を行うために、市長その他執行機関に対して、法令等に反しない範囲で、その有している資料や情報の提供を求めることができるものとし、これに対して、市長その他執行機関は誠実な対応に努めなければならないことを定めるものです。これは、地方自治法の規定を補完するものです。

* 第1項／ 議会または議員が、市長等の事務を監視・調査するため、あるいは、市政上の課題を解決するための独自の政策の決定、判断、または政策形成の過程において、必要と考えられる情報等を的確に把握・認識できるよう、市長等に対して、その有する関係情報の提出や意見の提供などを求めたり、説明を求めることができるものと定めています。

* 第2項／ 議会、議員から資料請求等があった場合には、市長その他執行機関は誠実な対応に努めなければならないことを定めています。

(市長による政策等の形成過程の説明)

第14条 議会は、市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点を集約し、その政策水準を高めるため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めることができる。

- (1) 必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 市民参画の実施の有無とその内容
- (4) 総合計画との整合性
- (5) 財源措置
- (6) 将来にわたるコスト計算

2 議会は、前項の政策の提案を審議するに当たっては、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議を行うものとする。

【解説】 本条例第12条に定めた議会と市長等との関係についての基本的な原則を踏まえ、市長等による議会への説明について定めたものです。

* 第1項／ 議会が市長等に対して事務執行を監視・調査する機能、政策の立案・提言等の機能を発揮していくためには、議会が市政における様々な課題に関する情報を適切かつ十分に把握し、これを有効に活用する必要があります。そのため、議会は、市長が議会に重要政策等を提案しようとするときには、その政策や事業等の目的、効果や財源措置などの必要な情報を説明するよう市長に求めることができると定めています。

議会はこれを基にして、議会の意思決定と、市民への説明責任を果たすこ

とになります。具体的な説明項目としては6項目の情報提供を基本としています。

- * 第2項／ 提案された議案等については、その論点及び争点を明確にして、執行後の評価ができるように審議することを定めています。

(市長等の予算・決算における説明資料等の提出)

第15条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、分かりやすい施策別又は事業別の説明及び資料等の提出を市長等に求めることができる。

【解説】 前条同様の趣旨で、市長等による議会への説明等のうち、予算・決算について定めたものです。

- * 前条では、市長の重要政策等の具体的な説明項目として6項目をあげていますが、これらを始めとする諸政策の実行に必要な予算とその決算は、市政運営の透明性向上を図り、情報公開と市民の市政参画を推進するため特に重要なものと位置づけられます。従って、より分かりやすい資料の作成、提出を求めるため条文を別に設けています。

(議決事件)

第16条 議会は、議会と市長等がともに市民の負託に応える市政運営を実現し、計画的かつ市民目線に立った透明性の高い市政の運営に資するために、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定に基づき議決事項の拡大について検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

【解説】 地方議会の有する議決権の内、法第96条第2項の規定による議決権の拡大に関する規定です。

- * 議会の議決事件については、地方自治法第96条第1項において必要的議決事項として、「条例を設け又は改廃すること」を始め15項目が列挙されていますが、同条第2項では、「普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件につき議会の議決すべきものを定めることができる」と定められています。これを任意的議決事項と言いますが、自治事務については、近年、市政の課題が多様化・専門化してきていることに伴い、地方自治法第96条第1項に列挙されている事項以外にも、各種の行政計画など、市民の福祉にとって重要な事項が増えてきており、この議決事件の拡大はそのような重要な事項を、議会の議決を要する事項に加えるという要請に応えるものとなります。

なお、釜石市は現在「釜石市議会の議決すべき事項を定める条例」で、追加する議決事件を定めています。

第5章 議会の運営

(議会の適正運営)

第17条 議会は、その機能が十分に発揮できるよう、円滑で効率的な運営を行うものとする。

- 2 議会は、市政の課題等に的確かつ柔軟に対応し、また、議会の監視機能のさらなる充実及び強化を図り、主体的かつ機動的な活動を展開するため、十分に審議を尽くすことができる会期を定めるものとする。
- 3 議会は、市民に分かりやすく、参加しやすい開かれた議会運営に努めるものとする。
- 4 会議及び委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

【解説】 地方分権の進展に伴い、議会の権限・役割が拡大してきたことを受け、議会活動の重要性もより大きくなってきており、議会活動に対する市民の関心が高まっている中において、議会の適正な運営について定めたものです。

- * 第1項／ 議会在、市長等の事務執行に対する監視・評価や、政策の立案等に係る機能を十分に発揮できるよう、円滑かつ効率的な議会運営に努めることを定めています。
- * 第2項／ 会期は、議会在議決により自主的に定めるものです。議会在、主体的・機動的な活動を展開するためには、様々な市政課題等に的確・柔軟に対応し、十分に審議等を尽くすことができる会期を確保し、かつ、市長による専決処分を最小限にすることも考慮した会期設定を行う必要があると定めています。
- * 第3項／ 「市民にわかりやすく・開かれた議会」は市民の議会への関心、市政への参加を促します。その実現に向けて、議会には多様な手段による、情報の公開や説明責任を果たしていくことを定めています。

(監視、調査及び評価)

第18条 議会在、議決、検査、調査その他の権限を行使することにより、市長等の事務の執行に対する監視及び調査し、政策の効果の評価を行い、必要と認めるときは、適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

- 2 議会在、会議等における審議の充実、政策形成機能の強化及び市長等の事務に関する調査、政策の効果の評価に資するため、学識経験を有する者等の知見を積極的に活用するものとする。

【解説】 議会在、市長等の事務執行に対する監視・評価について定めたもの

です。市長等の事務執行に対する監視・評価については、本条例第4条第2号において、議会の活動原則として定めていますが、本条はどのような手段でこの役割を果たしていくべきかを定めています。

* 第1項／ 議会は、議決権(地方自治法第96条)、検査権(地方自治法第98条第1項)、調査権(地方自治法第100条)などの権限を行使することにより、市長等の事務執行について適正、効率的、効果的に行われているかを監視・調査し、その評価の結果、行政事務の執行や政策に、改善や是正の必要があると認められる場合には、予算措置や事務・事業の執行にかかる方策の是正、条例の制定や改廃等の対応を求めることを定めています。

* 第2項／ 議会審議等において専門的な知見が必要となった場合の制度としては、平成18年の地方自治法改正により、新たに「専門的知見の活用」が設けられました。釜石市議会においても、その趣旨を踏まえ、議会の審議を充実し、議会が担うべき調査機能、政策形成機能などを最大限発揮するために、専門的知見を有する学識経験者などを活用することができると定めています。

* 議決権(地方自治法第96条)→ 市議会のもっとも基本的な権限で、市長や議員から提出された議案(条例の制定や改廃、予算、決算、特定の請負契約の締結、財産の取得や処分等)について審議をし、可決するか否決するか等を決定します。

* 検査権、監査請求権(地方自治法第98条)→ 市の事務に関する書類や計算書を検閲し、市長やその他執行機関から報告を求める検査権。監査委員に対して監査を求め、その結果の報告を請求する監査請求権。この2つの権限を使って、市民の代表として執行状況を監視します。

* 調査権(地方自治法第100条)→ 地方自治法第100条に規定されていることから「百条調査権」と言われ、市政全般について議会が独自に調査を行う権限です。調査にあたっては強制力が与えられ、議会は関係者の出頭や証言、記録の提出を求めることができ、正当な理由なしにこれを拒否した者には処罰規定があります。

※参考条文等

○地方自治法第100条の2

普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができる。

(合意形成)

第19条 議会は、会議及び委員会における議案の審議及び審査にあたり、合意形成

に向けた議員相互間の議論を尽くすよう努めるものとする。

- 2 議員は、議員相互間の自由討議により、積極的に、政策、条例及び意見等の提案に努めるものとする。
- 3 議長または委員長は、議員間の自由討議を行うときには、市長等に対する会議、委員会等への出席要請を必要最小限にとどめるものとする。

【解説】 議会が「言論の場」であることを十分に認識し、議会においては、議員同士の議論を尽くして、結論を出していくことを定めるものです。

* 二代表制において、議会が、独任制の市長と大きく異なるのは、その意思を決定する過程において、議会に賛否両論の意見が存在する中で、議員同士の議論を経て一つの結論が形成されて行くという議会の最も本質をなす機能、すなわち合議制の機関であるということにあります。

* 第1項／ 議会は、多様な意思・意見を有する複数の議員が集まり、意見を出し合う言論の府として、全会一致を目指し、議員ができる限りの議論を尽くして合議により物事を決定する組織であることを認識して、十分に議論すべきことを定めています。

* 第2項／ 議会の合議制の機能を十分に発揮するためには、議員間の自由な討議が重要な要素となります。議会が、地方分権の進展や市民の多様な意見や要望に応え、議会の政策水準の向上を図るために、議員同士の自由討議を通して積極的に政策の提案、提言、条例の提案等を行っていくことを定めています。

* 第3項／ 議員同士の討議を経て、一つの意思が形成されていくという過程においては、市長等の出席は必要最小限にとどめることを定めています。

(議員全員協議会)

第20条 議長は、議会としての共通認識の醸成及び合意形成を図るため、釜石市議会会議規則(昭和42年釜石市議会規則第1号)第159条に基づく釜石市議会議員全員協議会を開催するものとする。

- 2 釜石市議会議員全員協議会について必要な事項は、別に定める。

【解説】 地方自治法第100条第12項に基づいて設置することとした議員全員協議会について定めるものです。

* 第1項／ 本会議や委員会で話し合うことができるのは議案に限られていますが、それ以外の重要な事件や問題について、議員全員で話し合うために「議員全員協議会」を開催することを定めています。議員全員協議会は、地方自治法第100条第12項(「協議又は調整を行うための場」)に定める会議の場で、本会議や委員会と同様に正規の会議として位置付けられます。必置の

制度ではありませんが、釜石市議会では「釜石市議会会議規則」第159条により設置してあります。

* 第2項／ 議員全員協議会について必要なことは、「釜石市議会全員協議会要領」に規定しています。

※参考条文等

○地方自治法第100条

12 議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。

○釜石市議会会議規則第159条

地方自治法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場(以下「協議等の場」という。)を別表のとおり設ける。

別表(第159条関係)

名称	目的	構成員	招待権者
釜石市議会議員 全員協議会	議案の審査又は議会の運営に 関し協議調整を行うため	全議員	議長

(委員会)

第21条 議会における委員会は、釜石市議会委員会条例(昭和42年釜石市条例第26号)に定める常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。

- 2 委員会は、社会、経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、その所管に属する事務等の調査研究活動を充実強化するものとする。
- 3 委員会は、議会の閉会中においても、積極的な活動を行うものとする。
- 4 委員会は、請願の審査に当たって、請願趣旨を十分に理解するために、紹介議員又は請願者からの意見聴取の機会を設けることができる。

【解説】 議会に置かれる常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会について定めるものです。

* 議会における最終的な意思決定は「本会議」により行いますが、議会がより効果的・効率的に活動を行うためには、少人数で専門的な審査等を行う機関として設置される、議会の内部機関としての「委員会」の役割が重要となります。委員会は、条例で設置されることとされており(地方自治法第109条第1項)、地方自治法上では必置の制度ではありませんが、多くの議会では委員会制度を採用しており、釜石市議会も委員会制度を採用しています。「釜石市議会委員会条例」により、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会を設置しています。

- * 第1項／ 委員会が、本会議から付託された議案等の審査を行うことはもとより、委員会の有する権能を十分に発揮するためには、その所管する事務や市政課題に関する調査を適切・迅速に行い、また、調査研究を不断に充実強化することが求められる旨を定めています。
- * 第2項／ 委員会は議会内部の組織であり、議会の開会中でなければその活動を行うことができませんが、その例外として、本会議の議決によって、閉会中に行われる委員会で引き続き、付託された議案などの審査(継続審査)を行うことができます。
また、各委員会は、定例会などの会期中だけでなく、議会の議決により閉会中も必要に応じて開くことができますので、委員会は閉会中であっても、積極的に重要事項の審査や調査を行ったり、各地の視察を行って実情を調査することができます。
- * 第3項／ 議会に提出された請願については、委員会において詳細な審査が行われます。委員会における審査を充実させるため、請願の紹介議員や請願者から、請願を提出するに至った背景や目的などの意見を聴取する機会を設けることができると定めています。

※参考条文等

○地方自治法第109条

普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。

第6章 議会及び事務局の体制整備

(議員研修の充実)

第22条 議会は、議員の議案等の審議及び審査、政策立案等の能力の向上を図るため、議員派遣の制度を積極的に活用するなど、必要な研修及び調査研究に取り組むものとする。

【解説】 議会及び議員の政策形成能力及び立案能力の向上のため、議員研修について定めるものです。

- * 議会及び議員は、市の抱える課題について、分析し、解決策を考え、自ら提案する能力、さらには、政策を検証する等の能力が求められます。その能力向上のため、議員派遣制度(地方自治法第100条第13項)などを活用し、地方行政や議会の制度・運営に関して他都市の実情調査など、必要な調査・研修に積極的に取り組むことを定めています。

※参考条文等

○地方自治法第100条

13 議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のため
その他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところに
より、議員を派遣することができる。

(議員の政務活動費)

第23条 政務活動費は、議員が行う調査及び研究並びに政策立案等、並びに議会情
報の発信等に資するために交付され、議員はこの政務活動費を適正に執行しなけ
ればならない。

- 2 政務活動費は、その透明性を確保するため、その使途を公開するものとする。
- 3 政務活動費について必要な事項は、別に定める。

【解説】 議会活動の活性化を図るため、地方自治法第100条第14項に基づき
交付される「政務活動費」の活用について定めるものです。

- * 第1項／ 議員は、常日頃から市政課題に関する調査研究を怠らず、政策
の立案等に積極的に取り組まなければならないと定めています。その目的の
ために、釜石市議会では「釜石市議会政務活動費の交付に関する条例」の定
めるところにより、会派又は議員に対し政務活動費として毎月一人当たり一
定額(15,000円)が交付されています。適正な執行は当然のこととされます。
- * 第2項／ 政務活動費の使途については、市民からの疑念を招かないよう
に、その透明性の確保と情報の公開について定めています。地方自治法では、
政務活動費の使途の透明性の確保について議長に努力義務があることが規
定されており、「釜石市議会政務活動費の交付に関する条例」にも同様の規
定があります。
- * 政務活動費の法的性格は「補助金」とされ、政務活動費の目的に沿った支
出が前提となり、目的を逸脱した場合、補助金という性格から取消しや返還
の問題、また、精算して残金があったときも返還の必要が生じることとな
ります。また、その年度内に残金が生じたからといって翌年度に繰り越すこ
とはできません。

※参考条文等

○地方自治法第100条

14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査
研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における
会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合におい
て、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費

を充てることのできる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

15 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

16 議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

(議会事務局の体制整備)

第24条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、釜石市議会事務局条例(昭和33年釜石市条例第14号)に定める議会事務局の調査及び法務機能の充実強化に努めるものとする。

2 議長は、前項の充実強化のために、専門的な知識経験を有する職員の配置に努めるとともに、職員の専門的能力の養成を行うものとする。

【解説】 議会活動を補佐するために、地方自治法第138条第2項の規定により議会に置かれる事務局の強化について定めるものです。

* 地方自治法第138条第2項の規定に基づき、条例で議会に置かれる事務局は、議会の権限に属する事務を処理し、議会がその機能を発揮し、効果的・効率的な議会運営を行えるよう議会の活動を補佐する役割を担っています。釜石市議会では「釜石市議会事務局条例」に基づいて議会事務局(以下「事務局」という。)が置かれています。

* 第1項／ 地方分権の時代にあつて、地方議会は市政の課題を解決するため、その機能を一層充実することが求められており、事務局の役割も増大していることから、議会を補佐する事務局としてその調査能力、法務機能の強化を図るべきことを定めています。

* 第2項／ 事務局は議会の組織に含まれており、政策課題等に応じた組織編成・人事配置を行うことによって事務局として備えるべき補佐機能や専門性の充実を図ることになります。しかしながら、事務局職員は執行機関の職員として採用されるため、その配置や増員については、他部局との権衡を保持する観点から、組織や職員の定数・身分取扱い等に関しては、予め市長と協議することとなります。

※参考条文等

○地方自治法第138条

都道府県の議会に事務局を置く。

2 市町村の議会に条例の定めるところにより、事務局を置くことができる。

3 事務局に事務局長、書記その他の職員を置く。

- 4 事務局を置かない市町村の議会に書記長、書記その他の職員を置く。ただし、町村においては、書記長を置かないことができる。
- 5 事務局長、書記長、書記その他の職員は、議長がこれを任免する。
- 6 事務局長、書記長、書記その他の常勤の職員の定数は、条例でこれを定める。ただし、臨時の職については、この限りでない。
- 7 事務局長及び書記長は議長の命を受け、書記その他の職員は上司の指揮を受けて、議会に関する事務に従事する。

(議会図書室の設置及び公開)

第25条 議会は、議員の調査研究に資するために、図書室を適正に管理運営するとともに、その機能の充実に努めるものとする。

2 議会は、議会図書室を、議員の利用のみならず、議長の許可の下に市民の利用に配慮するものとする。

【解説】 地方自治法により、議員の調査研究に資するために、議会に議会図書室を設置することが義務づけられています(地方自治法第100条第19項)。

* 第1項／ 議会図書室は、政府、都道府県等から議会に送付された公報及び刊行物を保管する場でもあります。これらとは別に、議会が執行部とは異なる情報源をもつことも重要であることから、本条では、議会図書室は市政課題に関係する図書・資料を収集・整理し管理運営の適正を期すとともに、議員の調査研究をサポートするという設置目的を達成するため、その機能の強化を図るべきことを定めています。

* 第2項／ 議会図書室が公費・税金によって整備されていることや、議会の持つ情報を市民にも公開するという見地から、議会図書室に所蔵する資料について、市民の利用に配慮することを定めています。

※参考条文等

○地方自治法第100条

- 17 政府は、都道府県の議会に官報及び政府の刊行物を、市町村の議会に官報及び市町村に特に関係があると認める政府の刊行物を送付しなければならない。
- 18 都道府県は、当該都道府県の区域内の市町村の議会及び他の都道府県の議会に、公報及び適当と認める刊行物を送付しなければならない。
- 19 議会は、議員の調査研究に資するため、図書室を附置し前2項の規定により送付を受けた官報、公報及び刊行物を保管して置かなければならない。
- 20 前項の図書室は、一般にこれを利用させることができる。

第7章 議員の定数、報酬、政治倫理

(議員定数)

第26条 議員定数は、市の人口、面積、財政力、事業課題及び将来の予測と展望を十分に考慮し、議会の果たすべき責務を踏まえて検討するものとする。

2 議員定数に関する条例の改正案を委員会又は議員が提出するときは、明確な改正理由を付してこれを行うものとする。

【解説】 議会を構成する議員の定数について、考慮すべき事項を掲げています。

* 第1項／ 議会を構成する議員の定数については、人口、面積等の釜石市の現況と将来予想及び市の財政状況等を考慮しつつ、広範多様な市民意見の把握、多面的・多角的な視点からの市政に関する監視機能、調査・評価機能、そして政策形成機能などを果たしうる議員数を考慮すべきことを求めています。

なお、議員定数は条例で定められますが、釜石市議会は「釜石市議会議員定数条例」で定めています。

* 第2項／ 議員定数を定める条例の制定・改廃は、市長、選挙権を有する者、議会の委員会または議員が議会に提出できますが、特にも、委員会または議員が議員定数改正の条例案を提出するときは、第1項に示される条件その他に十分に配慮すべきことを定めています。

※参考条文等

○地方自治法第91条

市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

2 前項の規定による議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これを行うことができない。

(議員報酬)

第27条 議員報酬は、議員報酬が市民の負託に応える議員活動への対価であることを基本とし、公選による職務の特性及び責任等を考慮し、加えて、社会の経済情勢、市の財政状況等を勘案して検討するものとする。

2 議員報酬に関する条例の改正案を委員会又は議員が提出するときは、明確な改正理由を付してこれを行うものとする。

【解説】 地方公共団体が議員に対して支払う議員報酬について定めるものです。

- * 第1項／ 議員報酬を定めるに当たっては、市政の現状課題、調査・審議事項の複雑多様化を背景とする議員の活動範囲と事務量及び社会経済情勢、市の財政状況等様々な角度から検討すべきことを定めています。同時に、議員報酬が、議員が議会活動及び議員活動に専念することができる制度的な保障としての性質を有することも勘案しなければなりません。
- * 第2項／ 議員報酬の条例改正議案は、市民の直接請求による場合、または、市長が提出する場合を除いては、委員会又は議員から提出することができます。その際には、第1項に示された条件その他明確な改正理由を付して行わなければならないと定めています。

(議員の政治倫理)

- 第28条 議員は、市民の負託に応えるため、自らに高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、市民の代表として良心と責任感を持って議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。
- 2 議員の政治倫理について必要な事項は、別に定める。

- 【解説】** 議員は、その職権や地位による影響力から、一般の職員より高い倫理の保持を求められていることに鑑みて、議員の政治倫理の向上などについて定めています。
- * 第1項／ 本条例第4条第4号「議員の活動原則」にも定めるように、議員は、その活動の公正を確保し、職責に背く行為により議会への不信を招くようなことなく、市民の負託に値する高い倫理的責務を負っています。
そのため、議員としての品位を保持し、見識を養うよう努力しなければならないと定めています。

第8章 議会の改革推進と見直し手続

(議会改革)

- 第29条 議会は、市民の意思を市政に的確に反映させるため、議会改革に継続的に取り組むものとする。
- 2 議会は、前項の議会改革に取り組むため、議員で構成する特別委員会を設置する。

- 【解説】** 「釜石市議会基本条例」の内容に沿った議会運営と、市民意見や社会情勢等とを勘案し、条例施行後も議会の在り方について不断の検討を重ねるものとします。
- * 第1項／ 釜石市を取り巻く今後の社会経済情勢、地理的・政治的背景な

ど、市民福祉の増進や市勢の発展の方向性に作用する要因は様々です。その中で、議会は常に最善の機能を発揮できる組織であるために、自らを見直し、改革を行っていく姿勢が必要であることを定めています。

- * 第2項／ 議会改革を具体的に推進していくために、議会改革を推進する特別委員会を設置することを決めました。具体的な委員会の設置に関しては、その必要性などを検討し、議会において決定することとなります。

(理念の浸透及び見直し手続)

第30条 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例に関する研修を行わなければならない。

- 2 議会は、常に市民の意見、社会情勢その他の状況の変化を勘案し、議会運営に係る不断の評価及び改善を行い、必要に応じて本条例の目的が達成されているかどうかを検証するものとする。
- 3 議会は、この条例の目的達成のために、この条例及び議会関係条例等の改正その他適切な措置を講ずるものとする。

【解説】 「釜石市議会基本条例」の理念の浸透を図るために、採るべき議会の方針を示しています。

- * 第1項／ 議会を構成する議員が改選で替わったときには、本条例の理念を浸透させていくため、関係法令を含めて研修をすることを定めています。
- * 第2項／ 今後の釜石市を取り巻く様々な状況の変化、市民福祉の向上や市勢の発展の方向性に作用する要因等を吟味しつつ、議会が本条例の目的に沿って運営されているかどうかの検証を怠らないことを定めています。
- * 第3項／ 不断の検証において、本条例等の改正が必要とされたときには適切な措置を講ずることを明文化するものです。その見直しの判断の中には、当然、市民からの意見の聴取も含まれています。

なお、本条例は「基本条例」として高度の安定性が求められることに鑑み、その根幹となる部分は安易に改正されるものではなく、あくまで「市民の福祉の増進」と「市勢の発展」という条例の目的をより確実に実現するために、必要な範囲において、慎重に議論と検討を重ねて行く中で適切な措置を講ずることを定めています。

(他の条例との関係)

第31条 この条例は、議会に関する基本理念及び基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例を新規に制定し又は改廃する場合には、この条例との整合を図るものとする。

【解説】 本条例が、議会に係る他の条例等に対して優位性を有することを明言するものです。

* 議会に関する他の条例等の制定改廃は、「釜石市議会基本条例」との整合を図り、その趣旨に反するものとしてはならないと定めています。

第9章 災害、感染症等への対応

(災害等における議会対応)

第32条 議会は、災害等が発生した場合においても、議事機関としての機能を維持するように努め、市の災害対策本部との連携を密にし、市民の安全の確保に努めるものとする。

2 災害等発生時の議会対応について必要な事項は、別に定める。

【解説】 平成26年11月に策定した「釜石市議会災害対応指針」を踏まえ、令和3年7月に「釜石市議会業務継続計画(BCP)」を策定したことから、災害時における議会の対応を明確にするため条項を設けるものです。

* 「釜石市議会災害対応指針」及び「釜石市市議会業務継続計画(BCP)」は、東日本大震災、令和元年東日本台風、新型コロナウイルス感染症などが当市に大きな被害をもたらしたことを受けて、議会及び議員の対応について定めています。

議会は、これらの指針等に基づき、市民を代表する議事機関として、地震、津波、豪雨その他の大規模災害等の緊急の事態が発生した場合においては、市民の生命・身体・財産を保護し、生活の平穏を確保するため、総合的・機動的な活動が図られるよう、市災害対策本部等と協力して、議会としての体制整備を図るものです。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。